



2025年3月27日

各 位

会社名 スルガ銀行 株式会社
代表者名 取締役社長 加藤 広亮
(コード番号 8358 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員
総合企画本部長 佐藤 富士夫
(TEL 03-3279-5536)

当社が提起していた創業家ファミリー企業問題に関する 損害賠償請求訴訟の控訴審判決に関するお知らせ

当社は、2024年5月8日付け「創業家ファミリー企業問題に係る控訴の決定に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、2024年4月25日付け「当社が提起していた創業家ファミリー企業問題に関する損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせしました判決について、当該判決の全部を不服として、東京高等裁判所に控訴を提起（以下「本件訴訟」といいます。）しておりましたが、本日、東京高等裁判所で判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 経緯

当社は、創業家ファミリー企業に係る与信管理の問題について、旧取締役4名（その相続人に対するものもあります。）に対し、損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、これに対しては、2024年4月25日に静岡地方裁判所より、当社の請求をいずれも棄却する旨の判決が言い渡されておりました。

当社は、当該判決内容について、訴訟代理人とも慎重に検討した結果、事実認

定及び法解釈のいずれの判断についても承服しかねるとの結論に至ったため、2024年5月8日、東京高等裁判所に控訴を提起し、本日の判決言渡しとなりました。

2 判決の内容

原判決を取り消し、事件が静岡地方裁判所に差し戻されました。

原判決を不当とした当社の主張については、改めて静岡地方裁判所の判断を求めることとなります。

3 今後の対応等

今後の差戻審の対応については、旧取締役の法的な責任を明確化するという当社の立場に基づき、訴訟代理人とも適正な対応を検討して参ります。

4 その他

別訴のシェアハウスに係る融資問題に関する旧取締役に対する損害賠償請求訴訟につきましては、2025年10月31日に判決期日が指定されております。本件においても、今後、開示すべき事項が発生した時は、速やかにお知らせいたします。

以上